

基地対策のあゆみ 昭和45年(1970年)～昭和54年(1979年)

年月日 (西暦)	内 容 要 旨	出 所	あ て 先
45. 2. 12 (1970)	昭和44年12月2日付け長井住宅地区施設内道路については、「一部共同使用とし、他は接收解除の上、本市公道としたい。」旨回答	市 長	横須賀防衛施設事務所長
45. 5. 1	<p>提供施設の返還、防衛施設の集約移転について要望書提出(要旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> 従来数次にわたって返還要望をしてきたが、一部の解除方針が示されただけである。 国防については本市もこれをよく認識しているものであるが、憲法の規定に基づき市民の意志を反映し立法された旧軍港市転換法の立市の基盤が覆えされるものであってはならないと信ずる。 本市としては、国家的要請との調和を顧慮しながらも、政府により基地、防衛施設の集約移転とその合理的かつ高度の利用が図られることによって、旧軍港市転換法の所期した平和産業港湾都市が実現されるよう強く望んでやまない。 本市としては、この際政府が旧軍港市転換法の精神に則り、本市所在の米軍及び防衛施設に関し、下記の如き本市の利用計画をご認識のうえ、その返還と集約移転につき特段の配意を賜るよう市民の総意に基づき強く要望する。 <p>(返還等要望施設)</p> <p>○返還要望中の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 久里浜倉庫地区……企業誘致、研究所、従業員宿舍等に利用(47.3.22全面返還) 旧追浜海軍航空隊施設……所在企業の敷地拡張、返還地先海面も埋立てる計画(47.4.3・48.2.10返還) 海軍兵員クラブ……付近商店街の近代化に活用する(54.7.28日米合同委員会で返還について合意、58.10.28返還) 横須賀海軍施設(ガントリ一船台隣接地区)……ガントリ一船台地区と一体的に活用する 長井住宅地区……農地に返還し、恒久的に優良畑作農地として保全(52.12.15日米合同委員会で返還について基本的に合意) <p>○新規返還要望施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 横須賀海軍施設(艦船修理部)……国家的要請に対応できる民間企業に再編成し、日米船舶の修理を併せ行うよう活用する(49.2.14日米合同委員会で共同使用の合意。1～3号ドック海上自衛隊、4～5号ドック民間とそれぞれ共同使用) 衣笠弾薬庫……公園墓地として活用する(47.3.15全面返還) 横須賀海軍施設(楠ヶ浦三笠側岸壁及び楠ヶ浦、桐ヶ先前面制限水域)……横須賀新港の関連施設として小型係船岸施設及び防波堤の建設(54.3.8日米合同委員会で上記水域に接する稲岡地区の返還が合意57.1.29返還) <p>○集約移転要望施設(自衛隊施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> 比与宇火薬庫……長浦港港湾関連施設として活用(49.6.6浦郷倉庫地区の一部共同使用合意) 武山射撃場……学校、公園、公営住宅用地として活用する(50.3.31長坂射撃場へ集約移転) 	市長、市議会 議長	総理・外務・大蔵・自治・運輸・通産各大臣、防衛庁・防衛施設庁両長官・衆議院・参議院両議長
45. 6. 5	旧追浜海軍航空隊施設の海上自衛隊による共同使用について協力要請「市内の海上自衛隊の一部(横須賀補給所、防備隊、潜水艦基地隊、水雷調整所)が暫定的に共同使用したい。」	横浜防衛施設 局長	市長
45. 6. 11	<p>同上について合意の回答</p> <p>「本市は、当施設の全面返還を受け、工業団地化する計画である。今回の海上自衛隊の使用計画が暫定的なものであるとされたので同意をするが、下記事項を要望する。」</p> <ol style="list-style-type: none"> 前面水域の制限解除を要望する。 地先水面埋立の際は、協議に応ずること。 	市 長	横浜防衛施設 局長
45. 6. 26	長井住宅地区米軍専用道路の一部返還及び共同使用について申請(昭和48年3月29日一部返還)	市 長	横浜防衛施設 局長

基地対策のあゆみ 昭和45年(1970年)～昭和54年(1979年)

年月日 (西暦)	内 容 要 旨	出 所	あ て 先
45.12.21 (1970)	<p>第12回日米安全保障協議委員会における検討事項発表</p> <p>「在日米陸海空軍及び関連在日施設・区域の整理統合計画」(横須賀関係要旨)</p> <p>1. 米国は昭和46年6月末までにその活動を縮小し、横須賀には大幅に縮小された規模の在日米海軍司令部並びに小規模の海軍兵站及び通信支援部隊を存続させる。第7艦隊の旗艦及び第7潜水艦群の兵站補給活動の一部は、佐世保海軍基地に移動する。</p> <p>2. 横須賀地区における海上自衛隊の施設の統合のため、艦船修理部を除く当該地区の米海軍施設の一部返還の可能性につき両政府間で引き続き協議が行われる。</p> <p>3. 米国は、港湾及び管理、住宅施設の一部を引き続き保持するが、その他の若干の施設、特に6号ドックを除く艦船修理部を日本政府に返還する。米側は、同修理部の返還後も米海軍艦船の修理のため同施設の利用が可能となるようにとの希望を表明し、日本側は米国側が必要に応じ、当該施設を利用しようとするべき契約による取決めを結びうるよう援助するため最善の努力を払う。</p> <p>4. 了承された整理措置は、米軍雇用の日本人従業員約1万名(横須賀基地以外も含む)の解雇を伴う見込みである。日米双方ともその再就職を援助するため、あらゆる努力を払うとの意向を確認した。米側は、大部分の場合雇用終了90日の期間が置かれるよう所要の措置をとる旨確約した。</p>	外務省情報文化局発表	
45.12.24	<p>米軍の整理統合に伴う要望書を提出</p> <p>1. 返還の艦船修理施設は、政府が民間に提供し、離職者がその職場に定着できるよう方策を講ずること。</p> <p>2. 商工振興その他行政の向上のために施設区域の返還について配慮要望</p>	市長	総理・労働・運輸・外務・大蔵各大臣、防衛庁・防衛施設庁両長官、地元選出国會議員
46.1.21 (1971)	横須賀市基地対策協議会設置(第1回基地対策協議会開催)	横須賀市基地対策協議会	
46.2.2	旧追浜海軍航空隊施設の地先水面埋立について埋立計画の了承と制限水域の解除要望	市長	外務・大蔵・運輸各大臣、防衛庁・防衛施設庁両長官ほか
46.3.30	<p>在日米軍施設・区域の整理統合計画の一部再調整について</p> <p>「第12回日米安全保障協議委員会において了承された在日米軍施設・区域の整理統合計画の実施について検討、協議を続けた結果、横須賀、横浜地域に関する計画については、次のような再調整が適当であると認められるにいたった。(横須賀関係のみ要旨)</p> <p>1. 艦船修理部の返還は、昭和46年6月末まで延期される。</p> <p>2. 第7艦隊旗艦及び第7潜水艦群の一部の佐世保海軍基地への移動は行われない。</p> <p>3. 昭和46年6月末までに離職を予定されていた横須賀、横浜地域の米軍日本人従業員約4,300人は引き続きその職にとどまることになる。</p>	外務省情報文化局発表	

基地対策のあゆみ 昭和45年(1970年)～昭和54年(1979年)

年月日 (西暦)	内 容 要 旨	出 所	あ て 先
46. 4. 27 (1971)	「在日米軍施設・区域の整理統合計画の一部調整について」に対する意見と要望書提出 1. 整理統合計画が3ヶ月で改められたことは、国家的施策に不信を抱かしめる 2. 本市の平和産業港湾都市の建設を理解され、施設の返還を要望する	市 長	総理・外務・大蔵・自治・通産・運輸各大臣、防衛庁・防衛施設庁両長官
46. 7. 5	艦船修理部の返還が1年延期(外務省46.6.30発表)より再延長されることなく返還するよう要望	市 長	在日米大使 米國務長官
46. 7. 13	基地返還について意見書提出	市議会議長	防衛庁・防衛施設庁両長官、外務大臣
46. 10. 4	横須賀市における防衛施設の整理統合の処理方針について同意要請 1. 米側から返還を受ける施設及び区域 (1) 旧追浜海軍航空隊施設地先水面の制限区域は返還をうける。 (2) 旧追浜海軍航空隊施設 海上自衛隊が使用している部分約43,000㎡を除き返還をうける。 ただし、返還は、海上自衛隊による潜水艦及び水雷調整所関係の使用が確定したとき行う。なお、市が工業団地造成に係わる区画整理を行う際、改めて協議する。 (3) 久里浜倉庫地区 返還をうける。ただし、米軍のじん芥処理場の他地区への移設について、市が責任をもって適切に処理する。 (4) 海上自衛隊比与宇火薬庫 用途廃止する。ただし、浦郷倉庫地区の使用との関連において行う。 2. 海上自衛隊の使用する施設 (1) 吾妻倉庫地区(水雷調整所として使用する。) (2) 衣笠弾薬庫(集積所として使用する。) (3) 浦郷倉庫地区(一部を弾薬庫として使用する。) 3. 横須賀海軍施設 (1) 将来の利用については、市の平和産業への転用の意向を十分尊重して、今後協議する。	横浜防衛施設局長	市 長
46. 10. 12	昭和46. 10. 4付け防衛施設の整理統合計画について協力要請	市 長	地元県会議員
46. 10. 14	同上について意見書提出(市政特別対策委員会)	市議会議員	市 長
46. 10. 18	同上について協力要請	市 長	地元選出国会議員
46. 11. 29	昭和46. 10. 4付け要請について本市の旧軍港市転換法に立脚した平和産業港湾都市建設の市是を十分認識され、その理解に立っての結論を認め同意する旨通知	市 長	横浜防衛施設局長
46. 12. 6	旧追浜海軍航空隊施設の地先水面埋立及び制限水域の返還を要望	市 長	防衛庁長官、大蔵大臣ほか

基地対策のあゆみ 昭和45年(1970年)～昭和54年(1979年)

年月日 (西暦)	内 容 要 旨	出 所	あ て 先
46.12.28 (1971)	第7 艦隊空母の横須賀母港化反対要望	市長・市議会 議長	外務大臣、防 衛庁防・衛施 設庁両長官、 在日米国大 使、在日米軍 司令官
47.1.21 (1972)	「米空母の横須賀母港化反対に関する決議」可決	市議会	
47.1.26	横須賀海軍施設艦船修理部の返還を要望「艦船修理部の返還は、昭和47年6月まで延期されたが、再延期することのないよう要望する」	市長	総理・外務・大 蔵・運輸各大 臣、横浜防衛 施設局長
47.2.5	横須賀市基地対策協議会(第2回)開催 市民大会開催を決議(第1回協議会は46.1.21)	横須賀市基地 対策協議会	
47.2.7	「米海軍横須賀基地司令官が横須賀市のごみ捨場を使用することに関する協定」が締結 協定者 米海軍横須賀基地司令官 : 横須賀市長 (協定内容) 久里浜倉庫地区を日本政府に返還するのと引き替えに、米海軍又はその機関が横須賀市のごみ捨場を無償で使用することができる。		
47.2.12	横須賀市基地対策市民大会開催 1. 米海軍艦船修理部の早期返還 2. 米空母の横須賀母港化反対を決議	横須賀市基地 対策市民大会	
47.2.17	横須賀市基地対策市民大会決議書提出	横須賀市基地 対策市民大会	防衛庁、外務 省、運輸省、 米国大使ほか
47.2.18	同上		在日米海軍司 令部
47.3.4	旧追浜航空隊施設の地先水面の制限水域の返還要望、区域の変更を要望	市長	横浜防衛施設 局長
47.3.31	米海軍艦船修理部の返還について再調整を発表 1. 米国政府は、昭和46年3月、1年延期が合意された横須賀艦船修理部のうち6号乾ドックを除く部分の返還に関して、その実施ぶりを再調整したいとの意向を日本側に伝えてきた。 2. 協議の結果次のとおり了承された。艦船修理部(6号乾ドックを除く)のうち、返還後日本側として海上自衛隊が管理運営することを現在予定している1号から3号までの乾ドック及びこれに付属する施設、設備と民間による運営が考えられている残余の部分につき、それぞれ米海軍艦船修理等の必要を充分満たしうる如き然るべき共同使用の取決めないしは然るべき契約による取決めについて、現在行われている日米関係当局間の協議を鋭意続け、双方にとり合意できるような協議が整い次第、これらの施設を日本側へ返還する。それまでの間は、米海軍が従来どおりこれを維持運営する。 3. 前記が了承された結果として、現在艦船修理部に勤務する日本人従業員については、艦船修理部の全体的取扱いが決定するまでの間は、その解雇は行われないことが確認された。	外務省情報文 化局発表	

基地対策のあゆみ 昭和45年(1970年)～昭和54年(1979年)

年月日 (西暦)	内 容 要 旨	出 所	あ て 先
47. 4. 24 (1972)	横須賀海軍施設艦船修理部の返還及び攻撃型空母の横須賀母港化反対について要望	市長市議会議長	外務・運輸両大臣、防衛庁・防衛施設庁両長官、在日米国大使
47. 6. 12	横須賀海軍施設艦船修理部の返還について要望	市 長	総理・外務・運輸・大蔵各大臣防衛庁・防衛施設庁両長官
47. 6. 30	横須賀海軍施設艦船修理部の返還について要請 「政府発表は、6月末返還と発表されているが、速やかに一括返還されたい。」	市 長	総理・外務・大蔵・運輸各大臣、防衛庁長官
47. 7. 5	同上要望	市 長	在日米国大使
47. 7. 20	横須賀海軍施設艦船修理部の返還に関する意見書、ベトナム問題に関連して住民の不安解消に関する意見書(7.17決議)提出	市議会議長	総理・外務・運輸・大蔵各大臣防衛庁・防衛施設庁両長官
47. 8. 12	米国戦車輸送に横須賀海軍施設を利用することのないよう要請	市 長	外務・建設両大臣、防衛庁・防衛施設庁両長官
47. 8. 19	米軍戦車輸送に対する本市内国道16号線の道路状況について要望	市 長	建設大臣
47. 11. 15	「米海軍横須賀基地に関連する諸問題について」意向照会 1. 米国政府は、乗組員家族を海外に居住させる計画を有しているが、第7艦隊き下の通常型航空母艦1隻(ミッドウェイの予定)の乗組員家族(約1,000世帯程度)を市内及び周辺の民家を借り上げて居住させる。 このためには、新たな施設・区域の提供を要するものではない。政府としては、本件家族居住は、安保条約及びその関連取極上差支えないものと考えている。 2. 追浜地区の土地造成事業のための米軍提供水域の一部解除に関しては、日米合同委員会施設分科委員会において、日本側提案のどおり提供水域の一部解除に同意する旨の回答を得た。 3. 米海軍艦船修理部の一部(1～5号乾ドック)の返還問題は、日米関係当局間において協議を継続しているが、結論を得るに至っていない。 政府としては、従来了解どおり、返還を実現するとの前提の下に、この際中間的措置として地位協定第2条第4項(a)による共同使用により、日本側の実際的使用を実行に移す。 この場合1～3号乾ドックは海上自衛隊に、4、5号乾ドックは、しかるべき民間事業者で使用される。なお、この共同使用措置のために、日本人従業員の解雇はない。(47.11.12本照会に対して回答)	外務省アメリカ局長	市 長

基地対策のあゆみ 昭和45年(1970年)～昭和54年(1979年)

年月日 (西暦)	内 容 要 旨	出 所	あ て 先
47.11.16 (1972)	<p>「横須賀海軍施設の一部共同使用について」同意要請とその後の事情通知</p> <p>1. 47.3.31外務省発表の主旨に鑑み再調整の結果、政府としては1～3号乾ドックを海上自衛隊に、4、5号乾ドックを、しかるべき民間事業者に、それぞれ地位協定第2条第4項(a)により使用させるよう施設特別委員会に提案し、米側と協議に入る予定。</p> <p>よって、1～3号乾ドック及びこれに付随する施設・設備の共同使用についてあらためて同意の協議をする。(47.11.21本件について回答)</p> <p>2. 「防衛施設の整理統合に係るその後の事情」の通知</p> <p>(1) 旧追浜海軍航空隊施設 横須賀防衛隊の使用は暫定的であり、市が行う追浜地区工業団地造成計画との関連において、施設の集約等を図る。</p> <p>(2) 衣笠弾薬庫 海上自衛隊が本施設を使用するにあたって、市の都市計画を十分尊重し、事業計画に支障のないよう措置する。</p> <p>(3) 比与宇火薬庫 使用廃止については、浦郷倉庫地区の整備を年度内に開始し工事完了後速やかに実施する。</p> <p>(4) 浦郷倉庫地区 吾妻倉庫地区に予定していた水雷調整所の配置が遅延しているため、その一部を本施設に設置する。</p> <p>(5) 旧追浜海軍航空隊施設地先水面の制限区域の返還の同意を得た。</p> <p>(6) その他 本市の昭45.5.1付け要望書に含まれている陸上自衛隊武山B射撃場は、A射撃場の整備を図ることにより、市の要望に添う。その際、本施設の一部を自衛隊の宿舎用地として利用したい。</p>	横浜防衛施設 局長	市 長
47.11.21	<p>昭47.11.15付け外務省アメリカ局長の照会に対し、現状やむを得ないものとして了承する旨回答</p> <p>1. 乗組員家族を居住させる旨の申し入れについては、市民の中で基地の恒久化、機能の拡大強化につながるものと危惧するものもあり、又寄港に伴う市民生活への影響を特に考慮願いたい。</p> <p>原子力航空母艦の寄港は将来にわたってもないよう特に配慮されたい。</p> <p>2. 旧追浜海軍航空隊施設地先米軍提供水域の一部解除については、その早期実現を要望する。</p> <p>3. 米海軍艦船修理部の一部(1～5号乾ドック)の返還までの中間的措置としての共同使用[地位協定第2条第4項(a)]は現状において止むを得ないが、速やかに具体的使用のあり方を調整されたい。</p> <p>なお、調整については、本市の意向を十分参しゃくの上処置されたい。</p>	市 長	外務省アメリ カ局長
47.11.21	<p>昭47.11.16付け横浜防衛施設局長の同意要請に対する回答</p> <p>「艦船修理部の共同使用の開始は、海上自衛隊、民間事業者が同時に実施すること及びこれに関連する施設・区域等については本市と十分協議がなされることを前提として同意する。」</p>	市 長	横浜防衛施設 局長
47.12.26	<p>横須賀海軍施設隣接水域の一部返還が昭47.12.11日米合同委員会の承認を得た旨の通知</p> <p>1. 返還区域における埋立及び建設は、残される提供水域内における米軍等の活動を妨げないようにすること。</p> <p>2. 提供水域を通して返還水域の往来は、前もって米海軍横須賀基地司令官と調整し、同司令部の承認を受けること。</p>	横浜防衛施設 局長	市 長

基地対策のあゆみ 昭和45年(1970年)～昭和54年(1979年)

年月日 (西暦)	内 容 要 旨	出 所	あ て 先
48. 5. 22 (1973)	横須賀海軍施設艦船修理部の一部共同使用について、使用区域内定の同意要請	横浜防衛施設局長	市 長
48. 6. 11	同上について回答 「現状においては止むを得ないものとして同意するが、次の諸点について配慮願いたい」旨要望 1. 共同使用はあくまで返還までの中間的措置であるので、速やかに返還実現に努力されるよう、また当地区の将来の利用については、本市と十分協議ねがいたい。 2. 艦船修理部の従業員の解雇はないとの見解であるが、共同使用により不利益な労働条件を強いられることのないよう配慮ねがいたい。 3. 民間事業者の共同使用(4, 5 乾ドック)については運輸省、民間事業者、米軍との間で細部協定を明確にすること。 4. 海上自衛隊の便益のため、民間事業者のみが不利益な取扱いをうけないようにすること。 5. 1～3号乾ドックは、海上自衛隊の艦船修理施設として同意したのであるから、潜水艦基地と使用区分を明確にすること。	市 長	横浜防衛施設局長
48. 9. 24	米海軍通常型空母ミッドウェイの横須賀寄港について事前通知されるよう依頼	市 長	在日米海軍司令官
48. 9. 26	同上依頼	市 長	外務省アメリカ局長
48. 10. 1	武山B射撃場の自衛隊の使用辞退について確認書調印	市 長	横浜防衛施設局長
48. 10. 4	10月5日米空母ミッドウェイが横須賀に入港する旨の通知 市長声明発表 「……ミッドウェイの入港問題についても、可能ならばこれを避けて貰いたい現状はやむを得ないものと解している。 ただ、いわゆる「核兵器の持ち込み」問題については絶対に有り得ないことを信じているが、若し万が一にもその懸念がある場合は、断固として入港に反対するものである。……」	市 長	
48. 10. 5	米空母ミッドウェイが、いわゆる母港化後、初めて6号ドックに入港した。		
48. 11. 6	第12回日米市長、商工会議所会頭会議出席に際して、次の施設・区域の返還を要望 1. 海軍兵員クラブの全面返還(再要望) 2. 長井住宅地区の全面返還(再要望) 3. 横須賀海軍施設の一部(稲岡地区)の返還(新規要望) (以上3施設は52. 12. 15日米合同委員会で返還が基本的に合意された。)	市 長	米政府
49. 1. 29 (1974)	横須賀海軍施設の一部(稲岡地区)の返還要望	市 長	総理・大蔵・外務各大臣、防衛庁・防衛施設庁両長官ほか
49. 2. 5	米原子力艦船寄港地の放射能調査不備の問題発生に伴い、調査体制の整備、調査結果の通知、措置の公表等を要望	市 長	総理・外務・自治各大臣、科学技術庁長官

基地対策のあゆみ 昭和45年(1970年)～昭和54年(1979年)

年月日 (西暦)	内 容 要 旨	出 所	あ て 先
49. 2. 14 (1974)	日米合同委員会で横須賀海軍施設艦船修理部の一部共同使用について合意 (概要) 1. 所在地: 神奈川県横須賀市本町 2. 面積等: 艦船修理部(約30万㎡)のうち 土地 約82,400㎡ (内訳) 海上自衛隊 約 27,100㎡ 運輸省 約 55,300㎡ 建 物 22棟(約9,800㎡) (内訳) 海上自衛隊 9棟(約3,650㎡) 運輸省 13棟(6,130 ㎡)	日米合同委員 会	
49. 2. 22	米原子力艦船の放射能調査体制が確立するまで原子力艦船の横須賀寄港を見合わせるよう 要望	市 長	総理・外務・自 治各大臣、科 学技術庁長官
49. 2. 25	旧海軍軍需部跡地(吾妻倉庫地区の一部)の提供施設の一部返還要望 1. 返還要望面積: 約4,700㎡ 2. 利用計画: 海上自衛隊比与宇火薬庫の移転を機会に国有未利用地を含め、臨海地区を拡張の上、長浦港周辺関連施設の整備を図る。	市 長	総理・外務・運 輸各大臣防衛 庁・防衛施設 庁両長官ほか (協力要請)県 知事・地元選 出国會議員県 會議員、市議 會議長
49. 4. 1	横須賀海軍施設艦船修理部の一部共同使用にあたって、日米間の細部調整について要望 1. 乾ドック使用についての調整 2. 民間企業関係者等の出入の円滑化 3. 艦船修理部従業員の雇用の確保と労働条件の調整 4. 民間並びに海上自衛隊の公平な取扱いと安定的使用	市 長	横浜防衛施設 局長横須賀防 衛施設事務所
49. 6. 5	原子力軍艦の放射能調査体制が確立された旨の通知	科学技術庁原 子力局長	市 長
49. 6. 6	浦郷倉庫地区の一部共同使用について合意 (概要) 1. 共同使用者: 海上自衛隊 2. 面積等: 浦郷倉庫地区(194,303㎡)のうち 土地: 86,705㎡ 地役権: 13,404㎡ 建 物: 3棟543㎡ 工作物: 一式(地下弾薬庫、水道、下水など) (しかし、日米間における弾薬庫等の保管基準が相違することなどから、現地協定の締結を見ることができなかった。)	日米合同委員 会	
49. 9. 10	鉄道側線(国鉄横須賀駅と横須賀海軍施設の間の引込線)使用権合意の取消方要望(50.5.30返還)	市 長	防衛施設庁長 官
49.10. 7	米議会原子力合同委員会軍事利用小委員会においてラ・ロック海軍退役少将が「核兵器搭載能力のある艦船は、核兵器を搭載している。」と述べたという報道に対して、「今回の発言内容が事実とすれば、本市としては核装備可能な米空母ミッドウェイの寄港についても撤回せざるを得ず、さきに容認した米空母ミッドウェイの寄港についても撤回せざるを得ない。政府においては、早急に事態の究明を行われない。」旨の要望及び声明を発表	市 長	総理・外務両 大臣、内閣官 房長官

基地対策のあゆみ 昭和45年(1970年)～昭和54年(1979年)

年月日 (西暦)	内 容 要 旨	出 所	あ て 先
49.10.8 (1974)	ミッドウェイ入港の情報により「ラ・ロック証言に関する一連の事実関係が明らかにされるまでの間、ミッドウェイの横須賀寄港を見合わせるよう」緊急申し入れ。	市 長	外務大臣、在日米国大使
49.10.9	ミッドウェイの横須賀寄港を見合わせることを要望(電報打電)	市 長	総理・外務両大臣、在日米国大使
49.10.10	ミッドウェイの横須賀港入港に対しての抗議及び善処方要望	市 長	総理・外務両大臣
49.10.12	「米海軍艦艇の核兵器積載に関する意見書」を可決	市議会	
49.10.12	核兵器の日本国内持ち込み問題について米国政府の回答に対する政府の明確なる見解の表明を要望	市 長	総理・外務両大臣
49.10.22	ラ・ロック発言について政府見解の通知(要約) 1. 米軍による核兵器のわが国への持ち込みは、安保条約第6条の実施に関する交換公文に基づき事前協議により、同意を要することになっているが、従来このような事前協議が行われた事例が一度もないので、わが国に核兵器を持ち込んでいないことに疑いはない。 2. ラ・ロック発言は、米国議会上下両院原子力合同委員会軍事利用小委員会における公開の聴聞会で行われたものであり、サイミントン委員会の質問に対する答弁の中で「核兵器搭載能力のある艦船は核兵器を搭載している」と述べた点である。これは、一般的に述べたもので、特にわが国を念頭において発言されたものでないことは明らかである。なお、ラ・ロック提督が海軍軍艦を指揮して日本を訪問したことはない。 3. しかし、政府としては、ラ・ロック発言の重大な影響にかんがみ、米国政府の立場を明らかにするように要請した結果、次の米国政府の見解を得た。 (1)米国は、日本政府の意志に反して核兵器を日本に持ち込むことはない。 (2)ラ・ロック発言は、米国政府の見解を代表するものではない。 (3)これら全体として意味するところは、ラ・ロック発言は正しくないということである。 4. 政府が核兵器については非核三原則を堅持していることは明確であるから、核持ち込みに関して米国政府から事前協議があった場合には、これを断る考えである。	外務事務次官	市 長
49.10.30	横須賀海軍施設艦船修理部の一部共同使用の細部事項に関する現地協定締結	横須賀米海軍基地及び横須賀防衛施設事務所	
49.12.16	海上自衛隊横須賀防備隊の集約移転の促進を要望	市 長	防衛庁・防衛施設庁両長官ほか
50.3.10 (1975)	「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」による特定防衛施設(横須賀港に所在する防衛施設)関連市町村として指定を受けた。	横浜防衛種施設局	市 長

基地対策のあゆみ 昭和45年(1970年)～昭和54年(1979年)

年月日 (西暦)	内 容 要 旨	出 所	あ て 先
50. 3. 31 (1975)	合衆国軍隊構成員に対する自動車税の税率改訂について通知 軽自動車 4輪車以上のもの 1,800円(現行300円) 3輪車又は2輪のもの 600円(現行300円) 2輪の小型自動車 600円(据置) 原動機付自転車 300円(新設)	県総務部長	市 長
50. 4. 18	米軍基地内に所在するいわゆるトレーラーハウスに対する固定資産税及び都市計画税の取扱いについて通知。 1. 日米合同委員会において固定資産税及び都市計画税を課税することができない旨合意された。 2. 昭40. 2. 19付け自治固第24号青森県総務部長あて自治省固定資産税課長回答は廃止する。 3. トレーラーハウスには課税できないことになったので、昭和50年度から施設等所在市町村調整交付金交付要綱第2条第2号に規定する米軍資産として配分算定基礎に加えることになる。	県総務部長	市 長
50. 5. 2	横須賀海軍施設内に横浜海浜住宅地区(旧1号地)の代替住宅427戸の建設に着工	横浜防衛施設局	
50. 5. 12	(口頭による通知) 今まで佐世保に1年間配置されていた戦闘補給艦ホワイトプレーンズが横須賀に配備替えされる。乗組員家族94世帯程度が来横する。	在日米海軍司令部	市 長
50. 5. 23	在日米司令部発表 1. 米海軍は、佐世保における特定の支援施設を統合する。ただし、燃料基地及び弾薬貯蔵施設は引続き全面的運営をする。 2. この統合により佐世保海軍施設の特定部分は、日本政府に返還されることになる。 3. この組織替に関連してUSSホワイトプレーンズは、横須賀に配備される。また、米海軍海外家族住宅計画は、引続き関係することになる。	在日米司令部発表	
50. 5. 28	「横須賀基地の強化反対について」政府関係機関に申し入れ。	市 長	内閣官房長官、外務大臣、防衛庁・防衛施設庁両長官
50. 6. 13	「米海軍横須賀基地の機能集中強化反対に関する意見書」可決	市議会	
50. 10. 13	「米海軍横須賀基地の早期返還要求に関する意見書」可決	市議会	
50. 12. 24	在日米軍施設区域の環境調査結果について発表	環境庁	
50. 12. 26	米海軍横須賀基地の環境調査に係る改善方について要請	市 長	外務大臣、環境庁・防衛庁・防衛施設庁各長官、在日米海軍司令部、横須賀米海軍基地司令官

基地対策のあゆみ 昭和45年(1970年)～昭和54年(1979年)

年月日 (西暦)	内 容 要 旨	出 所	あ て 先
51. 1. 16 (1976)	在日米海軍司令官から回答 昭50.12.26付け米海軍横須賀基地の環境調査結果に係る改善方についての要請に対し、 1.環境庁によって指摘された汚染問題を検討する所存である。 2.米海軍は、環境汚染に関するすべての問題について日本政府に協力する。 3.これらの問題について日米政府間で締結されている各協定の条項内において米海軍のもつ責任をはたすことを試みるものである	在日米海軍司令官	
51. 1. 24	米海軍横須賀基地の環境調査結果の改善要請に係る再要望	市 長	外務大臣、環境庁・防衛施設庁両長官
51. 2. 4	「米海軍横須賀基地内公害対策に関する意見書」可決	市議会	
51. 4. 13	施設・区域内の石油類等危険物に対する防災協力体制の確立について要請 「昭51.2.17発生した吾妻倉庫地区における石油漏出を契機に施設・区域内の危険物に関して実態を把握し、点検確認することができ、地震を含む事故発生に備えて、日米の相互援助協力体制が確立されるよう要請する。」	市 長	外務・運輸両大臣、防衛庁・防衛施設庁・海上保安庁・環境庁・消防庁各長官(協力要請) 在日米海軍司令官、横須賀米海軍基地司令官、県知事
51. 8. 20	米海軍横須賀基地の環境汚染問題について立入視察	神奈川県・横須賀市	
51. 8. 24	貯油施設及び環境汚染源等について米海軍横須賀基地視察	市長ほか	
51. 9. 17	横須賀港に寄港する艦船の廃棄物の処理について照会 「新聞報道されたミッドウェイほか2隻の艦船のし尿処理方法の事実の有無及び将来にわたる対応策を承知したい。」	市 長	在日米海軍司令官、横須賀米海軍基地司令官
51. 9. 24	昭51.9.17付け照会に対する回答 「新聞報道は、1人の新聞記者の質問に答えた在日米海軍の報道部による言明を正確に引用している。……米艦ミッドウェイ及びその他いくつかの艦はし尿を保持する設備をもっていない。……不適當ではあるが、現時点では避けられない。…… このような状態は大きな心配事であるがミッドウェイ及び他の2隻艦船は、米国の法律によって要求されているように1981年までにはその設備がとりつけられるものである。」	在日米海軍司令官	市 長
51. 9. 25	横須賀港に寄港する米艦船の廃棄物の処理について要望 「昭51.9.24付けで在日米海軍司令官から回答を得たが、このような事実が存在することは甚だ遺憾であり、「クリーンよこすか」運動の大きな障害となるものである。 ……「クリーンよこすか」運動の趣旨を十分認識し、政府の責任において、横須賀港寄港の米艦船に、すみやかに廃棄物処理対策を講ずるよう善処方要望する。」	市 長	外務・運輸・自治各大臣、防衛庁・防衛施設庁・海上保安庁・環境庁各長官

基地対策のあゆみ 昭和45年(1970年)～昭和54年(1979年)

年月日 (西暦)	内 容 要 旨	出 所	あ て 先
52. 3. 末 (1977)	横須賀海軍施設内に建設中の横浜海浜住宅地区(旧1号地)代替住宅(427戸のうち)高層288戸が完成	横浜防衛施設局	
52. 5. 20	横須賀港に寄港する米艦船の廃棄物(し尿)の処理等について要望 1.ミッドウェイは、修理のため相当長期間横須賀港に滞港することであるが、入渠中のミッドウェイに特段の措置を講じ、又同艦にし尿処理装置の取付等の、根本的改善をされたい。 2.ミッドウェイ乗組員等米軍人による市内における犯罪発生の防止、風紀の取締りについて十分配慮されたい。	市 長	外務・運輸・自治各大臣、防衛庁・防衛施設庁・海上保安庁・環境庁各長官、在日米海軍司令官、横須賀米海軍基地司令官
52. 6. 3	上記に対する回答 1.し尿処理の問題については、ドック入りの期間中のみでなく近い将来も取りつけを終えることができない。私も取付けることが望ましいと考えているが、1981年以前完成されたいとの要望を上申した。しかし予算上の都合、改造の複雑さなどの観点から、予定されている時期以前に取付可能とは言えない。 2.横須賀市民の安全を守ることによせる貴下の心配を十分に理解している。非常にわずかの水兵達ではあるが、法を無視した行動に出たことは不幸なことであるが、これは米海軍将兵の行動を代表するものではない。 私及び組織(艦)の司令官(艦長)がこれを防止し、これらの者を直ちに捕え、処分することを堅く約束する。 3.この回答文は、し尿処理問題、犯罪防止について保証するものではないが、これらの問題は相互にとって最も重要な事柄であるので、私は貴下に協力する所存である。	在日米海軍司令官	市 長
52. 8. 4	防災上の観点より、市長ほか市関係幹部職員15名が、吾妻島を現地視察した。		
52. 8. 10	自衛隊関係の排出物の処理について照会及び要請	市 長	横須賀防衛施設事務所長
52. 8. 12	海上自衛隊艦艇係留棧橋の整備について同意要請(52.10.4本件について回答)	横浜防衛施設局	市長
52. 8. 29	第14回日米市長、商工会議所会頭会議出席に際して、次の施設・区域の返還を要望 1.海軍兵員クラブ(再要望) 2.稲岡地区(再要望) 3.長井住宅地区(再要望) (以上3施設は昭52.12.15日米合同委員会で返還が基本的に合意された。)	市 長	米政府
52. 9. 12	池子弾薬庫の一部久木地区返還に伴う代替施設について「久木地区返還に伴い、同地区に所在する一般倉庫2棟を、横須賀海軍施設内に移設したいので同意を得たい。」(52.12.5本件について回答)	横浜防衛施設局長	市 長
52. 9. 28	米海軍飛行機墜落事故について要望 1.このような重大事故が、今後発生しないように措置を講ぜられること。 2.被害者に対する処置について十分な配慮がなされるよう全国基地協議会会長として要望する。	市 長	外務・自治両大臣、防衛庁・防衛施設庁両長官

基地対策のあゆみ 昭和45年(1970年)～昭和54年(1979年)

年月日 (西暦)	内 容 要 旨	出 所	あ て 先
52. 9. 28 (1977)	米海軍機墜落事故に対する要望 1. 飛行機が岩国基地に所属しているものであったとはいえ、横須賀を母港とする空母ミッドウェイに向かって飛行中であっただけに重大な関心を持たざるを得ない。 2. 私自身全国基地協議会会長であるので、その立場も含めて、速やかに原因の究明をするとともに、今後絶対にかかる事故の発生なきよう強く要望する。	市 長	在日米海軍司令官
52. 10. 1	横浜海浜住宅地区等の移転について同意要請 1. さきに同意を得た横浜海浜住宅地区旧1号地区の代替施設を建設中であるが、旧2号地の住宅関連施設の移設について、日米間で検討を続けてきた。 2. その結果、旧2号地区の代替住宅350戸及び関連施設についても横須賀海軍施設内に集約整理する以外に適当な方法がないとの結論に達した。 3. また、相模原医療センターのうち病院及びその付属機能を横須賀海軍施設内に整理縮小することで基本的合意に達した。 4. かねてから要望されている長井住宅地区、稲岡地区及び海軍兵員クラブの返還は、横須賀海軍施設内に適当な代替施設を建設することを条件として、3施設の返還に応ずるとの米側の意向を得た。 5. 長井住宅地区の移転は、横須賀海軍施設内における医療施設を相模原医療センターの病院等とあわせて整理縮小することにより敷地を確保する。 6. 3施設の返還跡地については、横須賀市の要望に沿うよう当庁としても関係機関の調整に最善の努力をする。	横浜防衛施設局	市 長
52. 10. 4	海上自衛隊艦艇係留棧橋整備について同意する旨回答	市 長	横浜防衛施設局
52. 10. 5	空母ミッドウェイのいわゆる母港化4周年にあたって要望 1. ミッドウェイの母港化は政府が認めたもので、地元市民が自らの意思で認めたものではない。したがって横須賀市に対して手厚い配慮をすることが日本政府のとるべき態度と考える。 2. 航空機事故は再発を絶対に引き起こさないこと。し尿たれ流しについてなんらかの処置を講ずること。また、入港時における諸種の事故を防止する対策を講ずること。 3. 米軍家族が真の意味において地域にとけ込むことが必要である。これは、本市が求めて始まったことでないにせよ、重要な問題であると思料する。	市 長	総理・外務・大蔵・自治・運輸各大臣、防衛庁・防衛施設庁両長官、内閣官房長官(協力要請)在日米海軍司令官、横須賀米海軍基地司令官
52. 10. 11	基地問題に関する市議会全員協議会開催 昭52.10.1付け政府文書等について、特別委員会を設けて討議することを了承 特別委員会 (名称) 3施設返還特別対策委員会 (構成) 議長、副議長 公明党3名 自民同志会3名 民社党1名 清風会1名 公正会1名 新政会4名 日本社会党3名 計18名(順不同) (特別委員会開催状況) 昭和52年11月1日、14日、22日、30日、12月3日 (現地視察) 同年11月17日、21日	市議会	

基地対策のあゆみ 昭和45年(1970年)～昭和54年(1979年)

年月日 (西暦)	内 容 要 旨	出 所	あ て 先
52.10.20 (1977)	米空母艦載機のジェット エンジンテスト 中止申入れ(電話による)	横須賀市	横須賀基地司令部
52.11. 1	ジェット 機のエンジンによる騒音公害の防止についての要望	市 長	在日米海軍司令官、横須賀米海軍基地司令官、外務大臣、防衛庁・防衛施設庁・環境庁各長官
52.11.17	同上について回答 「ジェットエンジンテストにより生ずる好ましくない影響を認識している。将来のジェットエンジンテストは、作戦上必要であると思われる場合のみに行われる。」	在日米海軍司令官	市長
52.11.16	「汐入婦女暴行強盗事件」に関連して緊急申し入れ 1. 今回の汐入事件は、日米双方にとって甚だ遺憾である。 2. 市民が納得できる最も適切な処理をされたい。 3. 基地からかなり離れた場所で、抵抗力の弱かった市民が、かかる被害を被ったことは、一般市民に与える不安と怒りは大変に大きい。 4. これを機会に今後の事故発生防止について万全を期されたい。 5. 日米(関係行政機関等) で連絡委員会的機関の設置を提案をする。	市 長	在日米海軍司令官・横須賀米海軍基地司令官
52.11.22	米軍人による犯罪防止連絡会議開催(第1 回) (日本側) 県、県警、市 (米軍側) 在日米軍捜査局、横須賀米海軍基地憲兵隊		
52.11.30	昭52.11.16付け「汐入事件」に関する回答 1. 日米の親善を増進させるため多くの処置がとられているこの時に、米軍人の犯罪が生じた事に心を痛めております。 2. 犯罪に対する措置を話しあうため市、県の代表並びに米軍の代表の間の連絡調整が必要であるとのご提案には賛成いたします。 3. このことを議題とする会議が11月22日開催されましたが、これは、この事件を扱うのに非常にタイミングのよい方法であると感じ、私は、その会のとった措置を個人的に支援しております。	在日米海軍司令官	市 長
52.12. 5	横浜海浜住宅等の移転と米軍3 施設の返還について要望 (3 施設返還特別対策委員会における結論) 「……平和産業港湾都市建設の市是实现のため邁進している本市の実情並びに衣笠弾薬庫及び久里浜倉庫地区等の本市への転換問題が、今なお未解決である点などに鑑み、この際、市民感情を考慮すれば、これを容易に容認することは困難である。 しかしながら、今回の措置に至るまでの日米両国家間の諸事情等についても理解するにやぶさかでないので、長井住宅地区、稲岡地区及び海軍兵員クラブの返還については、本市への返還が早期に実現するよう努力されることを市長に要望する。」	市議会議長	市 長

基地対策のあゆみ 昭和45年(1970年)～昭和54年(1979年)

年月日 (西暦)	内 容 要 旨	出 所	あ て 先
52.12.5 (1977)	<p>横浜海浜住宅地区等の施設の移転について回答</p> <p>「昭52.9.12付け及び10.1付けで要請のあった件については、市議会に諮ったところ慎重な審議が重ねられた結果、上記のような結論に接した。市政に与える影響等、諸問題について深く憂慮せざるを得ない。本職としては、進んで賛意を表し、歓迎する性質のものではない要素が多分にあるが、これまでの日米両国間の諸事情も考慮するとき、この際、本要請を受け入れることは、やむを得ないと判断し、貴意に添い同意する。」。</p> <p>(返還にあたっての申し入れ事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 返還にあたっては一括でなく昭和57年度に目途に逐次返還すること。 2. 跡地は全部無償無条件で本市へ譲与されたい。 3. 跡地へ建設する施設への国の財政的援助。 4. 基地交付金の増額のほか財政的な優遇措置をとること。 5. 猿島を無償無条件で本市に譲与されたい。 6. 陸上自衛隊武山駐屯地敷地の一部3,000㎡を本市へ譲与されたい。 7. 基地内のごみは自己処理されたい。 8. 基地が存するための公害及び米軍による犯罪の積極的防止策をとられたい。 9. 制限水域は必要最小限に縮小されたい。 <p>なお、かねてより未解決となっている本市と横浜市との境界問題については、本市が当初から主張する境界で決着がつくよう特段の援助をお願いする。</p>	市 長	横浜防衛施設局長(協力要請) 県知事
52.12.19	<p>横浜海浜住宅地区等の移転並びに返還について</p> <p>「さきに御同意を戴いた結果、横浜海浜住宅地区等の移転並びに長井住宅地区等3施設の返還が12月15日開催の日米合同委員会で承認されたので、御通知申し上げます。</p> <p>当局と致しましては、貴職の御要望のあった事項の実現につきましては、最大の努力を致す所存であります。」</p>	横浜防衛施設局長	市 長
52.12.23	<p>基地問題に関する要望書提出</p> <p>(市議会議長及び3施設返還特別対策委員会委員長同道)</p> <p>「……米軍施設の三つの施設の返還を条件に、他都市に所在する米軍施設を、横須賀市所在の米軍基地内に集約・統合・移設する計画である。</p> <p>……集約・統合は、国の立場からはやむをえぬ方途と考えられるが、横須賀市民の立場から言えば、市民自らの意思決定によるものでなく、また、進んで賛意を表し、歓迎するものではない。</p> <p>……横須賀市民が必要以上の犠牲を強いられ、しわよせを被るような結果が現実に招来されることについては、その犠牲者である横須賀市民に対して国家により特段の配慮があつてしかるべきものと考えております。」</p> <p>(要望にあたっての申し入れ事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 3施設の速やかな返還。 2. 返還後の跡地は無償、無条件で本市に譲与されたい。 3. 跡地へ建設する建物に対して格別の配慮により援助されたい。 4. 猿島を無償無条件で本市へ譲与のうえ別途策定する諸計画の実現につき格段の援助を願いたい。 	市 長	総理・大蔵・外務・自治各大臣、防衛庁・防衛施設庁両長官
52.12.28	横須賀海軍施設内に横浜海浜住宅地区(旧2号地)の代替住宅350戸の建設に着工	横浜防衛施設局	
53.2.1 (1978)	<p>横須賀港内公有水面埋立てに係る工事の竣工通知受理</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 埋立面積114,166.67平方メートル 2. 埋立承認年月日昭和44年10月23日 	横浜防衛施設局長	港湾管理者の長(市長)

基地対策のあゆみ 昭和45年(1970年)～昭和54年(1979年)

年月日 (西暦)	内 容 要 旨	出 所	あ て 先
53. 2. 8 (1978)	(新聞報道) クレーター米海軍長官は、7日、米国下院軍事委員会において、わが国の横須賀を母港としている米第7艦隊の空母ミッドウェイが、「米国の戦略抑止力の部分をなす核攻撃用航空機の母艦の役割を果たしてきた。」と声明し、ミッドウェイの艦載機が核装備されていることを強く示唆した。 (外務省) 1. 核持込みが日米安保条約の事前協議の対象となっていること。 2. わが国が非核三原則をとっていることを米国もよく承知している。 などの点から「核持込みについて事前協議の通報は一度もなかった」ので、わが国への核持込みはないと全面否定。 (米國務省声明) 米国は日米安保条約及びその関連取極の下で、日本に対する約束を忠実に尊重してきた。米国は核兵器に対する日本国民の特殊な感情を十分に理解している。	新聞報道	
53. 2. 13	「核問題」につき、市長の見解、態度は、従来(48.10.4及び49.10.7付け声明)と変っていないことを重ねて表明	市 長	外務省、防衛庁
53. 3. 9	泊浦湾埋立に関して「土地の確認について」及び「町の区域の変化について」議案可決確定	市議会	
53. 4. 18	「新たに生じた土地の確認」及び「町区域変更届出」について告示	神奈川県知事	
53. 5. 23	「旧軍港市転換法」の一部改正 (改正部分) 1. 旧軍港市国有財産処理審議会の委員の数(19人→16人) 2. 上記委員の任命権者(総理大臣→大蔵大臣) 3. 審議会の設置場所(大蔵省→関東財務局)	大蔵省	
53. 6. 8	昭52.12.23付けの「基地問題に関する要望書」提出に引き続き、政府関係機関あて再要望	市 長	総理・大蔵・外務・自治各大臣、防衛庁・防衛施設庁両長官
53. 6. 13	横須賀渉外連絡会が市長、横須賀警察署長及び米海軍横須賀基地司令官の出席により開催、発足となる。会議の性格、運営方法等について協議を行った。		
53. 7. 18	第2回横須賀渉外連絡会を開催 主として本町地区住民のもつ苦情、要望を米海軍及び警察に要望した。 1. 補償問題 2. S P パトロールの増強について 3. 携帯ラジオの騒音問題 4. 警察のパトロールについて		
53. 7. 26	返還が基本的に決定した稲岡地区、海軍兵員クラブそして長井住宅地区のいわゆる3施設と猿島を含めた「四施設利用計画協議会」が市民代表の参加を得て発足(要綱の制定) ※53.8.23委員委属	横須賀市	
53. 9. 7	四施設利用計画協議会の第1回会議が開催された。	四施設利用計画協議会	
53. 9. 21	米海軍ミサイル巡洋艦リーヒーが東京湾内の第3海堡へ衝突、艦底の一部を破損した。	米海軍	

基地対策のあゆみ 昭和45年(1970年)～昭和54年(1979年)

年月日 (西暦)	内 容 要 旨	出 所	あ て 先
53. 9. 22 (1978)	「米艦船の航行に万全を期するよう」要望	市 長	在日米海軍司令官
53. 9. 25	「今後、十分に配慮する」旨の回答文書受理	在日米海軍司令官	市 長
53. 9. 29	旧軍港市転換法の一部改正後、初の旧軍港市国有財産処理審議会が開催された。	大蔵省関東財務局	
53. 10. 5	米空母ミッドウェイのいわゆる母港化5周年にあたり声明を発表 「母港化は、国と国との話し合いにより決定されたもので、市としては可能なかぎり現実的な対処をすることが最善の途と考える。それは、約束ごとの実行、懸案事項の解決であって、これらを通じて市民の生活の安全と財産の保護及び福祉の向上につとめ、平和産業港湾都市を目指した本市の発展を図ることである。」	市 長	
53. 10. 30	第3回横須賀渉外連絡会を開催。米軍人による犯罪事件の増加について、その対策を米海軍及び警察に要望した。 1. 米海軍横須賀基地所属の保安専門官が就任し犯罪防止のための訓練、教育を強化している。 2. 時間帯によるSPパトロールの増強を行う。 3. 本町、汐入駅前交番の人員を必要に応じ増員し、特別編成の集団警ら隊を配備する。		
53. 12. 4	続発する米兵等の犯罪に対する防止策について緊急の申し入れ。	市 長	在日米海軍司令官、米海軍第7艦隊司令官、米海軍横須賀基地司令官
53. 12. 8	上記に対する回答 「多くの艦船が入港した時、事件が多く起こるといふご指摘は正しい。私たちは海軍軍人非行を最小にすることについて引き続き努力する。」 「米海軍軍人によるどのような犯罪行為も、また無秩序な行為も決して許さず、また適切な対策をこれからもとり続ける。」	在日米海軍司令官、米海軍横須賀基地司令官	市 長
53. 12. 14	第4回横須賀渉外連絡会を開催。 本町地区住民のもつ苦情等を米海軍及び警察に伝達した。		
53. 12. 14	助役以下関係者と本町地区住民の代表者が、米兵による犯罪、トラブル多発地区を視察。 その結果、本町地区周辺の住宅地に街路灯(8)、防犯灯(15)、公園照明灯(2)を特定防衛施設周辺整備調整交付金を充当して年内に増設した。	横須賀市	
53. 12. 22	米海軍基地司令官は、本町地区周辺の住宅地に通ずる道路の要所に「米兵立入禁止」表示10ヶ所設置した。		
53. 12. 末	横須賀海軍施設内に建設の横浜海浜住宅地区(旧1号地)代替住宅(427戸のうちの残り)低層139戸が完成。	横浜防衛施設局	
54. 1. 6 (1979)	海上自衛隊横須賀水雷調整所を横須賀造修所内(船越町)から吾妻島へ移転させることについて意向照会	大蔵省関東財務局横須賀出張所長	市 長

基地対策のあゆみ 昭和45年(1970年)～昭和54年(1979年)

年月日 (西暦)	内 容 要 旨	出 所	あ て 先
54. 1. 22 (1979)	上記事案について、市議会市政特別対策委員会へ協議	市議会	
54. 1. 29	昭54.1.6付けの照会に対し、同意する旨の回答	市長	大蔵省関東財務局 横須賀出張所長
54. 3. 8	「稲岡地区の返還」が正式に合意された。	日米合同委員会	
54. 4. 4	米兵によると思われる事件が広がり、市長はこのことを憂慮し強力な防犯体制を強く要請した。	市長	在日米海軍司令官、米海軍第7艦隊司令官、米海軍横須賀基地司令官
54. 4. 5	上記に対する回答 「少数のものとはいえ、犯罪は絶対にあってはならず、強い防犯体制をたてる。」	在日米海軍司令官、米海軍横須賀基地司令官	市長
54. 4. 20	第5回横須賀渉外連絡会を開催 市長、横須賀警察署長、米海軍横須賀基地司令官が出席した。 1. 米軍人等の外出時間制限問題 2. SPパトロール強化問題(範囲の拡大を含む) 3. 外出者の制服着用問題 4. 外出から帰還した兵員のチェック方法はとれないのか 5. オフリミット地域の拡大について 以上の件について文書で回答するよう要望した。		
54. 5. 4	前記について回答 1. 外出時間制限(門限)問題について 市内に住む者が多数いるので門限は不可能である。 2. SPパトロール強化問題(範囲の拡大を含む) 艦船が多数入港した時などには増強し、横須賀警察との共同パトロールを実施している。必要に応じ車による広い地域のパトロールを行っている 3. 外出者の制服着用問題 上陸時に私服着用の権利は米海軍の政策となっている。 4. 外出から帰還した兵員のチェックについて 管理上からみて取り扱いきれない。事件が発生した時は直ちに門衛が通報を受け容疑者を警戒するよう指示されている。 5. オフリミット地域の拡大について 市側から要請があればいつでも考慮する。	米海軍横須賀基地司令官	市長
54. 5. 7	昨年後半より市内広範囲におよぶ地区において女性などからの14件にのぼるひったくり事件が発生し、横須賀署は本日までに基地海兵隊所属米兵5名全員を逮捕した。		
54. 7. 23	第6回横須賀渉外連絡会を開催 オフリミット地域の拡大について要望し、協力を得ることになった。 ミッドウェイ入港中の防犯対策の強化を要望した。		
54. 7. 28	「海軍兵員クラブの返還」が正式に合意された。	日米合同委員会	
54. 8. 9	米空母ミッドウェイ艦内の空調機械室で火災発生 死亡 日本人1人 軽傷 日本人2人・米軍人17人	横須賀海軍施設	

基地対策のあゆみ 昭和45年(1970年)～昭和54年(1979年)

年月日 (西暦)	内 容 要 旨	出 所	あ て 先
54.8.17 (1979)	横須賀海軍施設内に海軍兵員クラブの代替施設の建設に着工	横浜防衛施設局	
54.8.末	横須賀海軍施設内に建設中の横浜海浜住宅地区(旧2号地)代替住宅(350戸のうち)高層96戸が完成	横浜防衛施設局	
54.12.11	第7回横須賀渉外連絡会を開催 クリスマス、歳末時期における警備の強化を要望		
54.12.16	米兵などによる犯罪、トラブルを防止するため、本町地区周辺の住宅地について、さらに10ヶ所防犯灯を設置した。	横須賀市	